

「平成30年度‘生活再建提案型’の債権回収業務研修」仕様書

1 「平成30年度‘生活再建提案型’の債権回収業務研修」について

「平成30年度‘生活再建提案型’の債権回収業務研修」は、下記の課題を克服するため、債権回収業務に従事する職員を対象に、‘生活再建提案型’の債権回収について理解を深めるとともに、その手法の習得を目的に実施するものである。

＜本市の債権回収に関する現状と課題＞

本市においては、債権回収に関する基本的な取組を着実に進めるとともに、債務者の納付資力等の状況を見極め、無資力等により徴収困難な債権については、国税徴収法や地方自治法等の法令等に基づき、徴収緩和手続を実施している。

滞納の発生には様々な要因があるが、家計管理に問題を抱えているケースや多重債務等の生活困窮状態に陥ることにより滞納しているケースがある。このような債務者に対しては、通常と同様の回収方法では、滞納の再発や生活状況の更なる悪化を招くおそれがあるため、法令に基づく徴収緩和手続と合わせて、債務者を生活困窮状態から脱出させ、自主的かつ安定的な納付に繋げる方策を提案することも必要となる。

しかし、本市の債権回収の現場では「生活支援」の考え方が浸透しておらず、債務者を生活困窮状態から脱出させるための生活改善策のノウハウも、十分に蓄積できていない状況にある。

2 研修内容

研 修 科 目	平成30年度‘生活再建提案型’の債権回収業務研修（仮称）
研 修 目 的	‘生活再建提案型’の債権回収について理解を深めるとともに、その手法を学び、今後の業務に活かす契機とする （研修のねらい） <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者の納付資力を回復させるために、多重債務の解消方法や、家計の収支状況を改善する方策を学ぶ。 ・ 債務者へ生活改善策の提案を行い、個々の生活状況に応じた支払計画及び管理を行う手法の習得を図る。
受 講 対 象 者	債権回収業務に従事する職員（一定の業務経験を持つ職員を想定）
受 講 予 定 人 数	約50人程度
研 修 時 間 ・ 回 収	午後1時～午後5時（予定） 1回実施
実 施 予 定 時 期	平成30年12月頃（予定）
研 修 方 法	講義, グループワーク等
予 定 価 格	200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む） ※ 予定価格には、交通費・宿泊費等の諸経費を含むものとする。 ※ 提案金額は、予定価格以下とすること。

3 その他取扱事項

- (1) 受託者は、参加者に配布する資料を作成し、実施予定日の2週間前までに電子データにより行財政局資産活用推進室へ提出すること。
- (2) 研修の実施予定時期及び研修内容の詳細等については、契約後、本市との協議のうえ決定すること。